



新しい年を迎えて

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 会長 齋藤 充

新年 明けましておめでとうございます。

令和8年の新春に当たり、日頃から当協会の活動にご理解、ご協力をいただいている会員事業場の皆様をはじめ、関係の方々に深く感謝申し上げます。

現在、社会構造の変化に伴い長期化する人手不足や高齢化問題など陸運業を取り巻く社会経済情勢が厳しさの度合いを強める中、皆様におかれましては、労働災害防止活動に不断の努力を続けておられることに対し、心から敬意を表します。

さて、陸運業における労働災害の現状は、令和7年12月末に公表された速報値で、死亡者数、死傷者数ともに前年を下回る状況となっております。これも皆様方の不断のご努力の賜物と思います。

しかしながら既に60名を超える方が命を落とされ、1万2千人を上回る方々が被災されています。死傷災害では、「墜落・転落」「転倒」「動作の反動・無理な動作」「はさまれ・巻き込まれ」といった荷役関連災害が依然として多く発生しており、死亡災害では荷役関連災害とともに交通事故が多数を占めています。こうした現状を踏まえますと、これまで以上に気を引き締め、取組を進めていく必要があります。

本年は国の第14次労働災害防止計画の4年目となります。同計画において、陸運業が業種別の重点業種の筆頭に位置付けられていることを踏まえ、陸災防としても陸運業労働災害防止計画を策定し、死亡災害については、荷役関連災害の防止及び交通労働災害の防止、死傷災害については、荷役関連災害の防止を最優先に、総力を挙げて取り組んでいます

ところであります。本年も本部と支部、会員事業場が一体となって、計画的・継続的な安全衛生活動を推進し、陸災防の存在意義を高めつつ、目標達成に向けてさらに努力してまいります。

具体的には、令和8年は次の取組を重点として行うこととします。

第一は、荷役関連災害の防止です。

陸運業においては、死傷災害の多くを荷役関連災害が占めています。このため、本年は、第一線で災害防止活動を担う安全衛生推進者等を対象として、「墜落・転落」「転倒」「動作の反動・無理な動作」「はさまれ・巻き込まれ」といった発生頻度が高い災害事例を題材にした実践的な研修会を新設し、その防止対策の徹底に努め、引き続き安全衛生推進者の選任率の向上とレベルアップに取り組んでまいります。

また、荷役関連災害防止に取り組む事業者や荷主を対象とした「荷役ガイドライン説明会」や「荷役災害防止担当者研修」を継続して実施するとともに、安全衛生レベルアップ支援事業や個別サポート事業、コンサルティング事業などの機会を増やし、事業者の自主的な活動をより一層支援してまいります。

さらに、陸運事業者と荷主等との間で、労働災害防止に係る問題意識を共有し、解決に向けて協働できるよう、荷主との協議会を継続して開催してまいります。

令和8年1月1日から段階的に施行される改正労働安全衛生法において、作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付けや混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大などが予定されています。

陸運事業者としては、荷役関連災害のうち約6割が発着荷主の作業場において発生している現状を踏まえ、これらの改正を契機として、荷主とともに荷役関連災害の防止に積極的に取り組んでいかねばなりません。

陸災防としては、これらの動きに的確に対応し、適時に情報提供を行い、また必要な都度、わかりやすい解説等を提供して、その周知に努めてまいります。

第二は、交通労働災害の防止です。

交通労働災害による死亡者数は、死亡者数全体の6割にのぼります。このため、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく取組を進め、未熟練労働者、高年齢労働者対策と合わせ交通労働災害の防止を推進してまいります。

第三は、健康確保対策の推進です。

陸運業の健康診断における有所見者数の割合は、他業種に比し高い水準にあり、さらに脳・心臓疾患の労災認定期数は業種別で最も多い状況が継続しています。健康診断結果に基づく事後措置の徹底などにより、過労死等の大幅減少を目指すとともに、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策を一層推進してまいります。

また、近年早い時期から気温が上昇し、酷暑の期間も長期化しており、熱中症リスクが年々高まっています。本年も、昨年改正された熱中症関係の法令改正を踏まえ、重症化させない取組を徹底するとともに、早い時期からの環境整備や暑熱順化への対応など、昨年以上の取組を進めてまいります。

さらに、増加傾向にある腰痛の予防対策について、実態把握のとりまとめを進めてまいります。

こうした重点的な取組とともに、当協会が実施している諸活動の充実にも取り組んでまいります。

特に陸災防フォークリフト荷役技能検定については、昨年4月から厚生労働省の団体等検定に認定されたことを踏まえ、支部との連携による開催場所の拡充、受検者の拡大など、その充実に努めてまいります。

また、第62回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会は、11月12日に岐阜県岐阜市の長良川国際会議場において、第41回全国フォークリフト運転競技大会は、11月28日、29日に愛知県みよし市の中部トラック総合研修センターにおいて開催します。多くの皆様のご参加をお願いいたします。

さらに、広報誌「陸運と安全衛生」(WEB版)の、さらなる充実と購読者の拡大を図るとともに、全会員にお届けする「陸運と安全衛生 Year Book」(冊子版)も引き続き発行してまいります。

陸運業界は従業員の高齢化、慢性的な人手不足、先行き不透明な燃料費の動向など多くの課題を抱え、厳しい事業環境下にあります。しかしながら、従業員の安全が確保されてはじめて陸運業は成り立ちます。陸運事業者が、我が国の経済活動と国民生活を支える物流の中核として、その機能を果たしていく上でも、従業員が安全で健康に働く職場環境を確保し、改善していくことは事業者の責務であります。

会員事業場の皆様には、当協会の活動に引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、「年末・年始労働災害防止強調運動」(12月1日～1月31日)が実施されていますこの時期に、「職場の安全衛生自主点検」の実施など労働災害防止の取組になお一層のご尽力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

この一年が希望と活力に溢れる良き年となりますよう祈念いたしますとともに、皆様方のご健勝とご発展をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。